



防衛大学校における不適切な学生間指導等に関する 調査報告書

平成28年2月18日
防衛大学校

目次

- 1 はじめに
- 2 調査・検討の体制
- 3 事案の概要
- 4 事案の分析
- 5 事案発生の原因
- 6 再発防止策
- 7 終わりに

1 はじめに

- 防衛大学校では、平成26年8月初旬、■■■■学生（被害学生）に対する不適切な学生間指導（注）等に関し、関係学生等8名（退校学生1名を含む。）が刑事告訴されるとともに、いわゆる「いじめ事案」として大きく報道されたことを重く受け止め、同年8月4日、学校長を長とする「学生間指導臨時調査委員会」を設置し、報道された事項について事実関係等の調査を開始した。

（注）学生間指導とは、学生隊・学生舎における修養に際し、学生自らが実践する指導

- 当該調査の結果、平成25年に被害学生が入校してから、平成26年6月頃までの間に、被害学生等に対し、複数の不適切な学生間指導等の規律違反があったことが確認された。

なお、平成27年3月、刑事告訴された学生等8名の内3名（退校学生1名を含む。）に罰金の略式命令がなされた。

- 将来の幹部自衛官を育成する防衛大学校において、上級生等による被害学生を含む複数の学生に対する複数の不適切な学生間指導事案等が発生し、関係学生が告訴され、本件が大きく報道されるとともに、国会でも取り上げられるに至ったことは、防衛大学校はもとより防衛省の威信を傷つけ、国民から寄せられた信頼を著しく損ねるものであり、極めて遺憾である。

- 今般、これまでの調査・検討の結果を踏まえ、防衛大学校として一連の不適切な学生間指導等について、事実関係と再発防止策について取りまとめた。

防衛大学校としては、本報告書を踏まえ、今後、同様の事案を起こさないという強い決意の下、再発防止策を的確に実施するとともに、将来幹部自衛官となるべき学生の教育訓練を適切に実施してまいらるる所存である。

2 調査・検討の体制

●学生間指導臨時調査委員会

設置目的： 防衛大学校における学生間指導事案について、事実関係を調査するとともに、同種事案の再発防止を図る。

構成： 委員長 学校長
副委員長 副校長（企画・管理担当）
委員 副校長（教育担当）、幹事、総務部長、教務部長、訓練部長、総合情報図書館長、総務課長、衛生科長、学生課長、学生課補導室長、総括首席指導官、その他学校長が指名する者（8名）
（合計 21名）

開催実績： 第 1回（平成26年 8月 4日）
第 2回（平成26年 8月 5日午前）
第 3回（平成26年 8月 5日午後）
第 4回（平成26年 8月 8日）
第 5回（平成26年 9月22日）
第 6回（平成26年10月22日）
第 7回（平成27年 1月 7日）
第 8回（平成27年 7月14日）
第 9回（平成27年 9月15日）
第10回（平成28年 1月13日）
第11回（平成28年 2月18日）

3 事案の概要

【事案1】 元学生による 学生に対する体毛焼損を伴う暴行等事案

- 平成25年6月頃、元学生（4学年）は、学生舎の居室が同じ1学年が電話対応、清掃などにおいて不適切な行為があった際に付けていた「粗相ポイント」を精算するとして、1学年5名に対し、乾いたカップ麺を食べさせ、カルピスの原液の一気に飲み、腹を踏む、風俗店に行かせて動画を撮らせる等の理不尽な行為を複数回行った。

元学生は、風俗店に行くことを断ったことから、学生（1学年）に見張りをさせた上で、元学生に下半身を露出させ、下腹部にアルコールをかけ、火を点けて火傷を負わせ、その状況を 及び 学生（1学年）生に撮影させ、同室員のLINEへ動画を投稿させた。

なお、同居室室長の元学生（4学年）は、元学生の行為を防止することなく看過し、室長として指導官に報告したり、適切な指導を受けたりはしなかった。また、同室の 及び 学生（3学年）も事案を防止するに至らなかった。

（注）学年・階級の表示は、事案発生当時の学年（以下同じ。）

【事案2】 元学生による 学生への反省文強要事案

- 平成25年9月中旬、中隊週番であった元学生は、学舎を見回っている際、元学生が自習時間にスマートフォンでゲームをしているのを発見、注意をしたが、同日、元学生が再度同様の行為をしていたことから、反省文をボールペンで書くよう指示し、10月初旬にかけ再三にわたり書き直させた。

【事案3】 学生による 学生及び 学生に対する暴行事案

- 平成25年10月14日、 学生（3学年）は、中央観閲式のパレード早朝訓練のため、同室の 学生及び 学生（1学年）に起こすよう指示したが、当該2名が 学生を含む上級生を起こさなかったことから、「上級生への気遣いが足りない」として、当該2名の顔面を拳でそれぞれ1回殴った。
また、本件は、 学生の母親から指導教官に相談したことで発覚し、 及び 小隊指導官並びに 中隊指導官は 学生に対する暴行事案を認知したが、 学生に対し注意・指導し、謝罪させたものの、詳細な調査や事故報告書の作成を行わないなど、対応が十分ではなかった。
- 平成25年12月下旬、 学生は、上記事案により指導教官から暴力的指導を行わないよう注意されたが、 学生が清掃等をしっかりできていないとの理由で、 学生の顔面を拳で1回殴った。

【事案4】 学生による 学生及び 学生に対するセクハラ事案

- 平成25年秋頃、部屋のポットのお湯を交換していなかったことに対する罰として、 学生及び 学生に対して、ズボンと下着を脱ぐように指示し、掃除機で両者の陰茎を吸引し、その後も複数回同様の行為を行った。

【事案5】 4学年生による2学年生へのカッター（短艇）訓練における不適切な指導事案

- 平成26年4月中旬頃、第 中隊学生長の 学生（4学年）は、カッター訓練のクルー長である 学生（4学年）と共謀して、同中隊の2学年全員を対象とした暴力的指導を伴う同訓練のミーティングを計画・実行し、4学年（17名）が、2学年（15名）に「空気いす」を強制し、 学生及び 学生を含む4学年は、姿勢の崩れた者に対して、殴る、蹴る等の暴行を伴う不適切な指導を行った。また、 学生は、参加した4学年に対し「暴力行為」を助長するような発言をした。
また、第 中隊の 中隊指導官並びに 、 及び 小隊指導官は、平素から暴行を伴う学生間指導を行わないよう指導していたものの、結果として当該事案を回避するほど十分ではなかった。

（注）空気椅子： 両膝を折り、中腰の姿勢を維持するもの

【事案6】 学生による 学生に対する不適切な指導事案

- 平成26年5月6日、学生は、不正外出が発覚した学生に対し、当該不正外出に関して指導していたところ、学生の態度に怒り、同日から9日までの間、学生に対し、顔面等を殴る・蹴る、胸ぐらを掴む等の暴行、ベッドや机の中身を散らかす等の「飛ばし」行為などの不適切な指導を行った。

(注) 飛ばし： 週番や中隊学生長等が朝夕の点呼時の前後に各部屋を見回った際、特に1年生のベッドメイクや机の整理整頓に不備がある場合に再度整理させる行為

【事案7】 及び 学生による 学生に対する暴行事案

- 平成26年5月8日、及び学生（2学年）は、学生が不正外出を同中隊の2学年に事故開示した際に、反省の色が見られない態度に憤慨し、学生の胸ぐらを掴み壁に押しつけ、又は手で胸を突いた。

(注) 事故開示： 服務事故を起こした学生が、同級生等を集め服務事故の内容、反省事項等を口頭で開示するもの

【事案8】 学生による 学生に対する不適切な指導事案

- 平成26年5月23日、学生（3学年）は、学生が不正外出に関して大隊指導官注意を受けた際の態度（2種制服で処分に臨んだこと（本来1種制服）、LINEで「表彰を受ける」と冗談で投稿したこと）に憤慨し、学生に対し、ロッカーを叩きながら「今後も指導を続ける」等の恫喝を行なった。

【事案9】 学生の写真を不適切に加工、SNS（LINE）へ投稿等した事案

- 平成26年6月上旬、第中隊の行事として、各部屋の2学年が自己紹介するに当たり、学生（3学年）は、当時休学中であった学生の写真を遺影のように作成し、及び学生（2学年）は、学生をこの遺影のような写真により紹介した。

その後、学生は遺影のような写真を部屋のホワイトボードに掲示し、学生が写真のまわりのホワイトボードに鳥居を記入するとともに、学生は、この写真を第中隊2学年全員のSNS（LINE）に投稿し、この写真を不適切と感じた学生（2学年）は、これをスクロールの枠外にしようと、わら人形を含む大量のスタンプをLINEに投稿した。

4 事案の分析

(1) 学生間指導との関係

学生間指導との関係は次表のとおりで、①不適切な暴力的指導等(私的制裁)、②理由・方法が指導とは乖離しているもの、③いわゆる一般的に「いじめ」と言われる行為・度の過ぎた悪ふざけ等が混在している。

学生間指導と関係があるもの(私的制裁)

【事案2】

・自習時間にスマートフォンを操作したことについて、週番学生が反省文の作成、執拗な書き直しを指示

【事案5】

・カッター訓練ミーティングにおいて、4学年が2学年に暴行を伴う不適切な指導を実施

【事案6】

・不正外出に関して、中隊学生長が暴行や執拗な飛ばし行為などの不適切な指導を実施

【事案8】

・不正外出に関し被害学生の態度(LINE投稿等)に憤慨、上級生が不適切な指導(恫喝)を実施

【事案3】

・観閲式の早朝点呼の際に上級生を起こさなかったことなどに関し、上級生が暴行

【事案7】

・不正外出について事故開示した際に、同級生が暴行

【事案1】

・上級生が理不尽な行為を強要したが拒否したため、体毛に火をつけ、同室員がSNS(LINE)に投稿

【事案4】

・ポットのお湯を換えていないことに関し、上級生が掃除機で陰部を吸引(セクハラ)

【事案9】

・上級生等が被害学生の写真を不適切に加工、ボードに立てかけたりSNS(LINE)に投稿等

学生間指導と関係がないもの(私行上の非行: いじめ・セクハラ・悪ふざけ等)

(2) 動機

- ・ (1)で、より「学生間指導に関係がある」としたものについては、被害学生の反省を促すなどの指導的な動機で行われたと理解できる。
ただし、不適切な行為を執拗に繰り返した者については、指導という観点を超えており、例えば、被害学生を自らの怒りの対象(感情のはけ口)として捉えていた可能性もある。
- ・ 一方、「学生間指導に関係がない」としたものについては、私的欲求を満足させるなどの動機であったと考えられる。
(例) 理不尽な要求を突きつけ、自分の優位性を誇示する。
陰毛に火をつけたり、掃除機で陰部を吸引したりして、被害者の反応をおもしろがる。
病休の者の写真を加工したりしておもしろがる。

(3) その他

- ・ 配慮に欠ける軽易なLINEの使用が事案となったものが複数ある。
【事案1】、【事案8】、【事案9】

5 事案発生の原因

(1) 原因(近因)

① コンプライアンスに関する認識の不足

上級生と下級生という職場(学舎)内の上下関係を利用した身体的・精神的な攻撃(パワー・ハラスメント)や他者を不快にさせる性的な言動(セクシャル・ハラスメント)が行われていたが、当該行為が社会常識から逸脱した行為であり、犯罪行為(暴行・傷害)や人権侵害等にあたる可能性があるという認識が欠如している。

【例】

- ・私的制裁(学生間指導を逸脱した暴行・脅迫)
- ・手書きの反省文の作成の強要、度重なる指導・再提出指示による学業の妨害
- ・上級生による下級生の掃除機による陰部の吸引

② 自衛隊員としての認識の欠如

学生は、自衛隊員として「法令及び校則の遵守」、「(他者の)人格の尊重」、「品位の保持」等を含むサービスの宣誓を入校時に行っている。

それにもかかわらず、本件事案に関係した一部の学生については、自衛隊員としての認識に欠けていると言わざるを得ない。

③ 学生間における不適切な慣習の継承

学生間においては、不適切な慣習が一部に引き継がれている。これは、上級生自らが下級生の時に不合理な指導や要求の経験があることが原因と考えられ、このような慣習を「防衛大学校の伝統」、「学生間指導として許容される行為」とであると誤解して自らが受け入れてきた経験から、今般の事案にみられるような行為を行った。

【例】

- ・上級生による不合理な指示への服従、過度な気遣いの強要
- ・粗相ポイントと称する上級生による下級生の評価と、これに伴う不合理な事項の強要

(2) 原因 (遠因)

① 学生間指導に関する誤解及び教育の不徹底

従前から学生間指導の教育資料として「学生間指導のガイドライン」、「学生間指導の留意事項」が作成されているが、内容に関する誤解、或いは教育の不徹底から、誤った基準・価値観を有している。

【例】

- ・学生間指導の際の暴行等は、学生間指導である限り有効であり、一定程度許容される
- ・サービス事故を起こした学生に対しては、「執拗な飛ばし行為」や「事故開示に対する制裁」等、学生間指導の範囲を逸脱した懲罰的な行為でも許容される

② 感情のコントロールの未熟さ(アンガーコントロール)

学生間指導中に指導を受ける学生の態度が適切でない(反省していない等)と感じたために、高揚・憤慨して暴行に至ったケースが見られるなど、アンガーコントロールが未熟(不十分)な学生がいる。

③ 周囲の無関心

本件事案の多くは学舎内の居室や集会場所等、被害学生と加害学生の他にも学生がいる空間で行われているが、周囲にいた学生については、加害学生の暴行等の行為が不適切であるとの認識がありながら、傍観するのみで「制止」したり「注意」したりしている事例は少ない。

さらには、カッター訓練の事案に見られるように、首謀した学生の言に従い、複数の学生が不適切な学生間指導等に加わった事例もある。

④ 指導官の対応・指導不十分

【事案3】に見られるように、暴行事案を認知した中隊指導官、小隊指導官が十分な調査を行わなかったことにより、事後の暴行等の事案を防止(抑止)できなかつた可能性がある。

また、指導官は平素から不適切な学生間指導を行わないよう指導を行っていたが、結果として暴行を伴う学生間指導が生起しており、指導が十分であったとは言いがたい。

⑤ 学生相談窓口に関する環境の整備不足

「学生相談員」や「セクハラ相談員」等の制度は整備・周知されているものの、「相談したら仲間はずれにされる」、「上級生から長期間厳しい指導を受ける」等の不安から相談できずにいる学生がいる。

このような学生が、例えば匿名であっても相談可能なように投書箱を設置する、などの環境整備が不足している。

6 再発防止策

(1) 「学生間指導の在り方」の制定

近年、学生による保険金詐欺事案(平成25年)や不適切な学生間指導等に起因する学生間での刑事告訴事案(平成26年)等が発生したことを踏まえ、学生間指導のあるべき姿を見直し、新たに「学生間指導の在り方」を制定し、これに基づく指導を実施するとともに、職員・学生への徹底を図った。

○ 「学生間指導の在り方(世界一の士官学校を目指して)」(概要)

【学生間指導を行う上での学生の原則的事項】

- ・部屋における学生間指導 > 機能体・共同体としての「部屋」の役割・意義を認識
- ・指導の技法 > 指導のPDCAサイクル(計画・指導・評価・改善)を繰返し行い段階的に被指導者を成長させる
- ・各学年のあるべき姿 > 上級生は自主自律の中で修養の身であり、下級生は指導要領を上級生から学ぶ

【指導上の着意事項】

- ・適切な目的に基づく指導 > 指導者は被指導者の成長を図るために指導
- ・受ける側の気持ちを考えて指導 > 指導者は、被指導者の成長を願い、指導を受ける側の気持ちを考えて指導
- ・口頭による繰り返しの指導 > 指導に対する効果が低い学生に対しても口頭により繰り返し、粘り強く指導
- ・法令、規則、社会的慣習、学校の指導方針等に基づく指導 > 指導する際は、法令、規則及び社会的慣習に従う
- ・教育効果を期待した指導 > 指導者と被指導者の相互信頼関係の確立、被指導者が指導を素直に聞き入れられる態勢を確立
- ・受ける側の能力、理解等を考慮した指導 > 指導者が伝えたい内容が、その指導方法によって被指導者に伝わるか、理解できるような指導方法をとっているかを常に考慮
- ・公正な指導 > 私心を排除し公正に指導
- ・組織的な指導 > 学生間指導に関する情報共有、指導者相互及び被指導者相互の認識統一
- ・同期生間での指摘 > 同期に対し不備な点を指摘することを躊躇してはならない等の指導
- ・不適切な指導 > 精神的負荷をかける連帯責任を伴う指導、身体的・精神的負担となる体力的指導は不可

【指導の効果が上がらない場合等の指導】

- ・指導の効果が上がらない場合の指導要領について、具体的な状況に応じて対応を解説
(威圧的・暴力的指導ではなく、指導する側や学生生活の雰囲気の問題がないか見直す等)

(2) これまでに実施した施策

① 平成26年度中に実施した主な施策

○学校長、幹事等からの再発防止等に関する訓示・講話の実施

- ・平成26年 8月：学校長(全学年)、幹事(全学年)
- ・平成27年 1月：学校長(全学年)、幹事(全学年)

○新たに「学生間指導の在り方」を制定し、教育を実施

- ・平成26年11月～12月：「学生間指導の在り方」を策定、全指導官、全学生に対して教育を実施
 - ・ 学生教育は、総員教育、学年等のグループ教育を実施
 - ・ アンダーコントロールに関する教育を含む。

② 平成27年度以降も継続的に実施していく主な施策

○教職員に対する教育

- ・平成27年 6月：全職員に対するパワー・ハラスメント教育の実施
- ・平成27年 8月：全指導官に対する再教育の実施(年2回の教育を予定)
- ・平成27年10月：「防衛省におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する指針」について全職員に徹底
- ・平成27年12月：全職員に対する部外講師によるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント講演の実施

○学生に対する教育

- ・平成27年 6月：全学生にセクハラ教育、前期学生隊学生長・大隊学生長・学生綱領委員長と意見交換
(同年9月には後期学生隊学生長等と意見交換)
- ・平成27年8・9月：全学生に「学生間指導の在り方」について教育
- ・平成27年 10月：全学生に「防衛省におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する指針」、コンプライアンス、セクシャル・ハラスメント防止について教育

③ その他の再発防止施策

○ 投書箱(「小原台ポスト」)の設置

- ・平成27年 4月: 紙媒体の投書箱 校内3箇所／電子媒体投書箱(学生のパソコンから→学生課へ送信)

○ 環境の整備

- ・部屋の配置変更: 現在の部屋配置では、4学年が1学年を直接指導するような配置となってることから、自習室の4学年の机を壁向きにし、「学習の場」・「生活指導の場」としての部屋の役割・意義を理解し、各学年の役割を自覚した学生間指導が実施できる環境に整備
- ・清掃要領の変更: 2学年も清掃を自ら実施することで1学年の見本になるとともに、指導、監督、作業分担、講評等を行い指揮の練習の場とする。

7 終わりに

「我が国の平和と安全を守る」という自衛隊の任務は、国民の信頼と理解があって初めて成立するものである。

しかるに、将来、陸・海・空自衛隊の幹部自衛官となるべき者を教育する防衛大学校において、かかる事案が発生したことは、防衛大学校や防衛大学校に在籍する学生全体の信頼と名誉を傷つけるばかりか、ひいては防衛省・自衛隊の信頼をも失墜させかねないものであり、断じてあってはならない事案である。

防衛大学校は創設以来、幹部自衛官を育成すべく、本校全職員により学生に対し一貫した学生教育を行ってきた。併せて、学生が学生に対して行う指導(学生間指導)に関する様々な施策を行ってきた。

しかしながら、近年、学生による保険金詐欺事案や本件事案が発生するなど、学生のコンプライアンス感覚の不足、学生間指導の間違った価値観の保持等の実態が明確化し、本校教職員及び学生に対して、学生間指導等に関する正しい認識を再度教育する必要性が生起した。

このため学生間指導のあるべき姿を追求し、新たに「学生間指導の在り方」を策定し、学生はもとより教職員に対しても徹底を図ってきたところである。

防衛大学校としては、今後このような事案が再び起こることがないように、改めて将来幹部自衛官となるべき者の教育訓練を実施するという責任の重さを自覚し、本報告書にある再発防止策を的確に実施して、学校をあげて適切な学生指導に努める所存である。